

東葛中部地区総合開発事務組合の施設敷地内を禁煙

東葛中部地区総合開発事務組合では、平成23年4月1日から受動喫煙の防止のため、東葛中部地区総合開発事務組合が運営する下記施設敷地内での喫煙を禁止します。

ご理解・ご協力をお願いします。

ウイングホール柏斎場（柏市布施281番地の1）

みどり園〔障害者支援施設〕（我孫子市中峠2310番地）



受動喫煙の防止は、「健康増進法」によって施設管理者にその対策が求められています。平成22年2月25日付の厚生労働省の通知には「多くの人々が利用する公共的な空間は原則全面禁煙であるべき」とされており、適切な受動喫煙防止対策の推進が必要とされています。

厚生労働省健康局長通知 概要

今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性

多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである

全面禁煙が極めて困難な場合等においては、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進めることとする

特に、屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では受動喫煙防止のための配慮が必要である

少なくとも官公庁や医療施設においては、全面禁煙とすることが望ましい

健康増進法第25条

「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」

【その他の施設】

鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、旅客船ターミナル、金融機関、美術館、博物館、社会福祉施設、商店、ホテル、旅館等の宿泊施設、屋外競技場、遊技場、娯楽施設等多数の者が利用する施設を含むものであり、本条の趣旨にかんがみ、鉄軌道車両、バス、タクシー、航空機及び旅客船などについても「その他の施設」に含むものである。（平成22年2月25日に厚生労働省健康局長より）